

## 阿賀野市告示第30号

阿賀野市企業立地奨励助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年2月25日

阿賀野市長 田 中 清 善

## 阿賀野市企業立地奨励助成金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市企業立地奨励助成金交付要綱（平成25年阿賀野市告示第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「企業」の次に「(市内に工場等を有する企業が、市内の既存の工場等を廃止し、当団地の区域へ移転して立地した場合は除く。ただし、令和4年3月31日までに条例第2条の指定を受けた企業はこの限りではない。)」を加える。

別表第2中「用地取得であること」の次に「。ただし、既に当団地に立地している企業の増設等による用地取得は除く」を加える。

## 附 則

この告示は、令和4年2月25日から施行する。